

## 水道料金表

用途	用途別	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	超過水量 (m <sup>3</sup> )	1 m <sup>3</sup> あたりの 超過料金 (円)
セ	専用家事用	8	802	9~20	159
				21~30	181
				31~50	197
				51以上	219
キ	共同家事用	8	681	9~20	159
				21~30	181
				31以上	197
カ	会社 官公署 営業その他	15	2,858	16~30	229
				31~50	263
				51~200	308
				201~500	320
				501以上	365
ユ	湯屋用	200	14,797	201以上	121
ト	特殊用	4	1,484	5以上	422

## メーター使用料

口径 (mm)	料金 (円)
13	89
20	168
25	224
40	336

※上記の表には消費税等は含まれていません。

水道料金は、メーターにより計量した水量に基づき、基本料金と超過料金及びメーター使用料の合計額に、100分の110を乗じて得た額となっています。

ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てます。

### ◎料金計算について

1) 2カ月に1度、奇数月にメーターの検針を行い、使用水量を2等分します。このとき端数が生じた場合は、偶数月に加算します。

(例) 1月に検針した際の使用水量が47m<sup>3</sup>の場合

12月分の使用水量が24m<sup>3</sup>、1月分の使用水量が23m<sup>3</sup>となります。

2) 算定した使用水量により上水道料金を計算します。

(水道料金計算例)

メーター口径20mmで専用家事用1ヶ月の使用水量が24m<sup>3</sup>の場合

[基本料金] + [ 超過料金 ] + [メーター使用料] × 110/100

(8 m<sup>3</sup>)            9~20m<sup>3</sup> (12m<sup>3</sup>)            (21~30m<sup>3</sup>)            (4 m<sup>3</sup>)            (口径20mm)

{ 802円 + (159円×12m<sup>3</sup>) + (181円×4 m<sup>3</sup>) + 168円 } × 110/100

=3,960円 (10円未満切捨て)

### ◎お問い合わせ

大阪広域水道企業団 田尻水道センター

電話番号 072-466-5012